

給与制度改革の詳細について

1 住居手当の見直し

「持ち家」にかかる手当区分を廃止します。

ただし、平成 24 年 7 月現在、手当を受給している者については、次のとおり経過措置を設けます。

区 分	現行手当額	平成 25 年 3 月 31 日まで	平成 25 年 4 月 1 日以降
持ち家	6,500 円	3,250 円	廃止
市内特例	9,000 円	4,500 円	廃止

なお、賃貸住宅に居住する職員に係る手当は現行どおりです。

2 給料表の級間の給料月額の「重なり」幅の縮減

職務の級の最高水準の見直しについて

「職務給の原則」をより一層徹底するため、次の表のとおり各級の最高号給をカットし、級ごとの給料月額の「重なり」幅を縮減します。

【行政職給料表】

		1 級	2 級	3 級	4 級
現行	号給	89 号給	137 号給	137 号給	121 号給
	給料月額	226,400 円	362,200 円	417,100 円	446,600 円
改正	号給	現行どおり	77 号給	69 号給	73 号給
	給料月額		309,900 円	357,200 円	393,700 円

		5 級	6 級
現行	号給	77 号給	69 号給
	給料月額	466,100 円	491,000 円
改正	号給	49 号給	61 号給
	給料月額	444,400 円	489,000 円

給料月額の「重なり」幅を縮減するため、現行の 5 級及び 6 級については、初号より 8 号給の号給カットを実施

【研究職給料表】

		1 級	2 級	3 級	4 級
現行	号給	117 号給	137 号給	109 号給	77 号給
	給料月額	352,400 円	472,700 円	511,200 円	568,700 円
改正	号給	117 号給	89 号給	93 号給	53 号給
	給料月額	351,900 円	414,200 円	500,500 円	543,000 円

3 級及び 4 級については、初号より 8 号給の号給カットを実施

【医療職給料表（1）】

		1 級	2 級	3 級
現行	号給	81 号給	117 号給	113 号給
	給料月額	397,100 円	514,300 円	565,200 円
改正	号給	73 号給	85 号給	97 号給
	給料月額	389,100 円	484,300 円	557,000 円

3 級については、初号より 8 号給の号給カットを実施

【医療職給料表（2）】

		1 級	2 級	3 級	4 級
現行	号給	149 号給	141 号給	121 号給	73 号給
	給料月額	365,400 円	422,200 円	449,800 円	469,400 円
改正	号給	89 号給	73 号給	81 号給	41 号給
	給料月額	308,800 円	360,800 円	404,500 円	442,600 円

		5 級
現行	号給	69 号給
	給料月額	494,200 円
改正	号給	57 号給
	給料月額	489,000 円

4 級及び 5 級については、初号より 8 号給の号給カットを実施

【医療職給料表（3）】

		1級	2級	3級	4級
現行	号給	89号給	141号給	137号給	121号給
	給料月額	237,500円	363,500円	417,100円	446,600円
改正	号給	現行どおり	117号給	85号給	65号給
	給料月額		344,700円	370,500円	384,100円

		5級	6級
現行	号給	77号給	69号給
	給料月額	466,200円	491,000円
改正	号給	37号給	61号給
	給料月額	427,600円	489,000円

5級及び6級については、初号より8号給の号給カットを実施

【消防職給料表】

		1級	2級	3級	4級
現行	号給	129号給	145号給	129号給	117号給
	給料月額	321,800円	396,200円	420,700円	437,500円
改正	号給	現行どおり	125号給	109号給	109号給
	給料月額		387,000円	407,400円	431,000円

3 技能労務職員の給与水準の見直し

民間の同一の職種又は相当する職種の水準との均衡を考慮した給料表とするため、大阪府の技能労務職給料表に切り替えます。

【現行：技能労務職給料表】

	1級	2級	3級	4級	5級
1号給	125,300円	167,600円	237,200円	254,000円	272,000円
}	}	}	}	}	}
最高号給	226,400円	367,400円	417,100円	427,600円	446,600円

【大阪府：技能労務職給料表】

	1級	2級	3級
1号給	121,600円	224,200円	279,700円
}	}	}	}
最高号給	276,800円	345,800円	368,800円

4 幹部職員の給与について

(1) 給料月額の変額制の導入

部長級及び局長級については、職務・職責をより明確に反映させた給与体系とするため、昇給を前提とした号給構成を撤廃し、次のとおり給料月額の変額制を導入します。

【行政職給料表】

役 職		給料月額	ポスト代表例
局長級 (8 級)	局長(特)	600,000 円	教育長、企業管理者
	局長	574,000 円	所属長(上記以外)
	理事	551,000 円	理事
部長級 (7 級)	部長	512,000 円	部長、次長
	担当部長	503,000 円	上記以外の部長級

【医療職給料表(1) 5 級を新設】

役 職		給料月額	ポスト代表例
局長級 (5 級)	所属長	643,000 円	企業管理者
	理事	620,000 円	首席医務監
部長級 (4 級)	部長	607,000 円	所長、病院長
	担当部長	598,000 円	保健医療監、医務監、副所長等

(2) 管理職手当の改正

幹部変額制の導入に伴い、管理職手当を次のとおり改正します。

役 職		手当月額	(参考：現行)
局長級	所属長(特)	150,000 円	144,000 円
	所属長	143,000 円	
	理事	130,000 円	138,000 円
部長級	部長	116,000 円	103,000 円
	担当部長	95,000 円	98,000 円

5 現給保障の廃止について

給与制度改正に伴い、行政職 3 級相当級の号給カットなどにより給料月額の現給保障を適用されている者については、現給保障を廃止し、経過措置を適用します。

6 経過措置の導入について

(1) 幹部職員以外

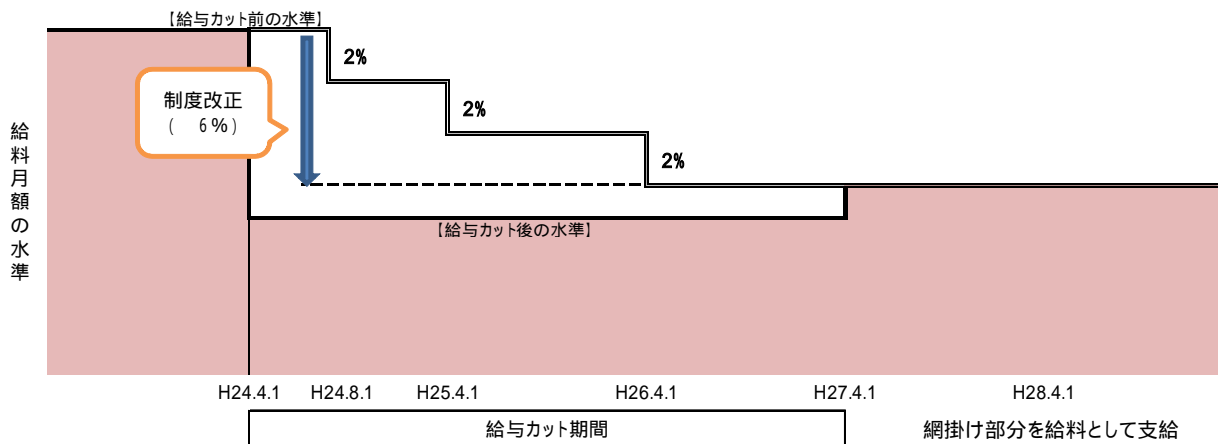
最高号給のカットなど、新たな給与制度への移行に伴う激変緩和措置として、制度改正により給料月額が下がる者については、平成 26 年度までは現在の給料月額から毎年度 2%引き下げた額を、平成 27 年度以降は毎年度 5%引き下げた額を支給することとします。

ただし、給料月額の特例減額（給与カット）の適用を受けている者の支給額は、実施日前の給与カット後の給料月額とします。

経過措置イメージ

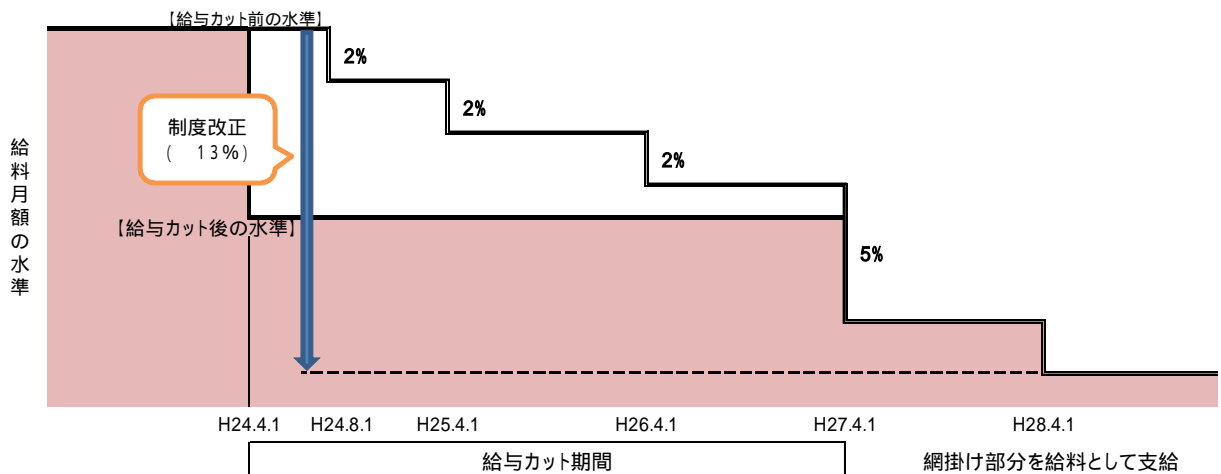
○特例減額(給与カット)期間中に経過措置が終了する場合

制度改正前の給与カット後の水準を支給額とする。



○給与カット終了後も経過措置が継続する場合

制度改正前の給与カット後の水準以下となる場合は、経過措置を支給額とする。



(2) 幹部職員

幹部職員への給料月額定額制の導入については、現行の人件費を上回らないことを基本としています。また、職務給の原則の徹底を図るため、経過措置については速やかに解消する必要があります。よって、経過措置については、平成 25 年 3 月 31 日までに限ったものとし、次のとおりの給料月額とします。

定額制により給料月額が上がる場合

- ・ 定額額と現在の給料月額の差額の2分の1の額を、現在の給料月額に加算した額

定額制により給料月額が下がる場合

- ・ 定額額と現在の給料月額の差額の2分の1の額を、現在の給料月額から減じた額

諸手当の基礎額について

(1)退職手当以外の諸手当

経過措置を受けている職員の諸手当の基礎額については、経過措置額とします。

(2)退職手当

退職手当の基本額の算定の基礎となる給料月額は、退職日におけるその者が受ける号給の給料月額とします。

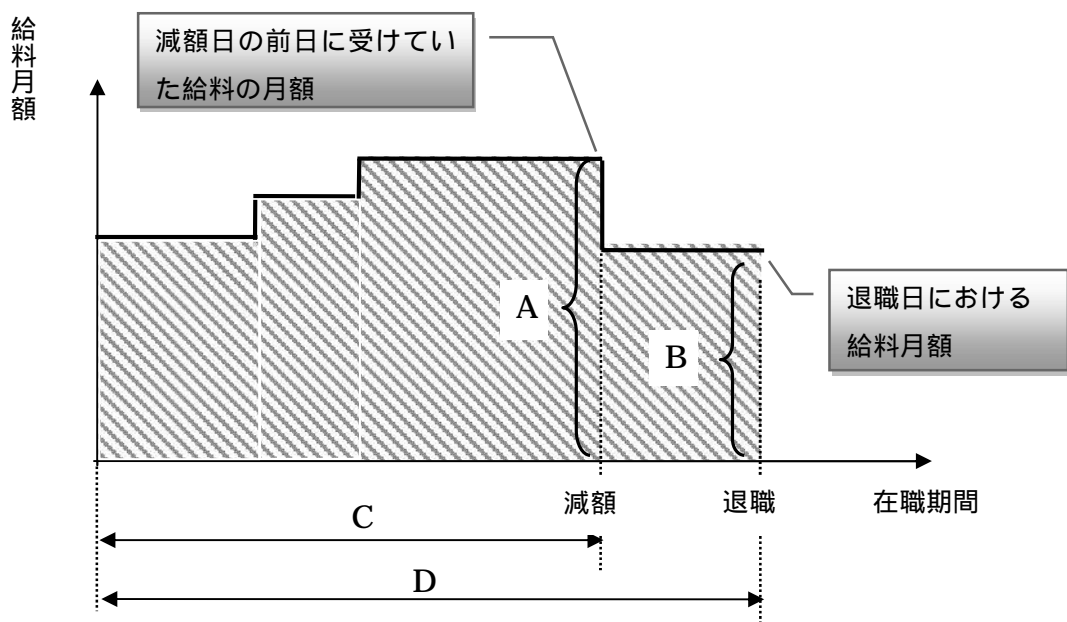
7 退職手当の基本額に係る特例について

減額改定以外の理由（降任など）により給料の月額が減額された場合において、「退職日における給料月額」が「減額日の前日に受けていた給料の月額」を下回る場合、退職手当の基本額は、次の及びを合計した額とします。なお、給与制度改革による給料の減額についても、「減額改定以外の理由」に該当するものとして特例措置を適用します。

「減額日の前日に受けていた給料の月額」に、「減額日の前日までの在職期間に係る支給率」を乗じた額

「退職日における給料月額」に、「退職日までの在職期間に係る支給率から減額日までの在職期間に係る支給率を減じたもの」を乗じた額

退職手当の基本額の算定イメージ



$$\text{退職手当の基本額} = \underline{A \times C} + \underline{B \times (D - C)}$$

C、Dは在職期間に応じた退職手当の支給月数